

(仮称) 志賀風吹岳風力発電事業環境影響評価方法書に対する七尾市意見

1. 全体的事項

(1) 市民対応について

当市としては、国策である再生可能エネルギーの導入は促進すべきと考えるが、地域との調和、地域との共生が大切である。

本事業の環境影響評価方法書に対し、住民等から341件もの意見が提出され、計画自体や調査方法に対して不安視する内容が多く見られた。

市に対しても、本事業ならびに当市中島地区を対象事業実施区域に含む風力発電事業計画に対し、地域住民を中心とする市民団体から、事業の白紙撤回を求める要望書と事業に反対する1,750名の署名が提出される深刻な事態となっている。

このような状況を踏まえた上で、市民からの質問や意見に誠意をもって対応し、丁寧かつ十分な説明を行い、不安解消と理解促進に努めていただきたい。

(2) 事業の明確化について

当市中島地区及び周辺を対象事業実施区域に含む風力発電事業計画は4事業存在し、本事業で9基、本事業と同一事業者による(仮称)虫ヶ峰風力発電事業で13基、他の2事業者による事業で29基、合計51基もの風力発電機の建設が計画されている。また、対象事業実施区域が部分的に重複していると判断できるものも存在する。

さらには、本事業の対象事業実施区域の南側には、他事業者が既設し、稼働する10基の風力発電施設(以下「稼働中の風力発電施設」という。)が存在するという状況である。

いずれの計画も、事業者から具体的に設置する風力発電機の規模や配置等が明確に示されておらず、このことが市民の不安要因の一つではないかと考えている。

事業者には、規模や配置等の情報を可能な限り明確化すること、これらに関して広く市民への情報提供に努めていただくこと、加えて、対象事業実施区域周辺で計画されている事業の累積的な影響を調査・予測・評価し、環境への影響を回避していただきたい。

(3) 世界農業遺産について

当市を含めた能登地域は、平成23年6月に日本で初めて、世界農業遺産として国際連合食糧農業機関が認定しています。

事業の実施にあたっては、世界農業遺産の価値を失うことがないように十分に配慮していただきたい。

2. 個別的事項

(1) 騒音、超低周波音について

本事業で設置する風力発電機は稼働中の風力発電施設よりも規模が大きくなる予定であるとの情報から、本事業で設置する風力発電機の稼働音が、稼働中の風力発電施設から発生する音よりも大きくなるのではないかと不安との住民等の意見があるほか、稼働中の風力発電施設から発生する音を不快に感じている市民もいる。

事業者には本事業で設置する風力発電機の稼働音が、稼働中の風力発電施設から発生する音よりも大きくなることは回避すること、本事業の風力発電施設から発生する音が市民に不快感を与えないことについて、十分に配慮していただきたい。

市民への説明については、本事業で設置する風力発電機から発生する音と稼働中の風力発電施設から発生する音を比較した資料の提供や住居等への影響を回避又は低減するため、具体的にどのような配慮を講じたのかをしっかりと説明し、不安解消に努めていただきたい。

また、他事業者の住民説明会において、参加者から数値による説明では音のイメージができないとの声が聞かれた。

これは提案となるが、説明方法として風力発電施設から発生する、あらゆる音を再現し、市民が求める地点において、どのように聴こえるのか体感していただくとうわかりやすいのではないかと考える。

(2) 騒音レベルの予測・評価について

事業者として、調査・予測・評価に関しては、逆転層等の特殊な気象条件や地域の地形、風向等も踏まえた最大の騒音レベルを予測・評価し、住民等への影響の回避又は低減していただきたい。

(3) 水環境について

住民等の意見として湧水・地下水・飲用に使用している河川への影響、また、これらの影響に伴う農業などへの影響についての不安が多い。

対象事業実施区域内の水環境について、水量・水質への影響について、調査・予測・評価していただくことは勿論のこと、対象事業実施区域周辺には、平成の名水百選の藤瀬の水という、市民が誇る貴重な水資源が存在していることを熟慮し、広域的な調査・予測・評価を行っていただきたい。

また、当市農林水産課から本事業により影響が懸念される農業用ため池が存在しているとの意見がある。対象事業実施区域内から雨水排水が流入する可能性のある対象事業実施区域及び周辺の農業用ため池についても、調査・予測・評価をしていただきたい。

(4) 文化財について

当市教育委員会から対象事業実施区域には、周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しているとの意見である。

事業者には、文化財保護のため、当市教育委員会のスポーツ・文化課と早期に協議していただきたい。

(5) 動物・植物・生態系

事業者が計画する動植物、生態系の調査に関して、当該計画の期間や回数で広大な対象事業実施区域の自然環境を十分に確認することができるのか疑問である。

対象事業実施区域に近い七尾西湾やその周辺地域は、県内有数の希少種を含む渡り鳥の飛来地であり、近年は、コウノトリが飛来し、繁殖行動が確認されており、本事業がこれら渡り鳥の移動経路等に影響を与えることがないのか懸念する。

また、対象事業実施区域を含む能登地方は、トキ放鳥の候補地として国へ申請していることから、トキ放鳥事業と風力発電事業の両事業が並び立つのか懸念する声が上がっている。

事業者には、渡り鳥に限らず、しっかりと地域の動植物相、生態系を把握し、それぞれの影響について、回避・低減するため、計画した調査の期間や回数等に限定せず、必要十分な調査を行っていただきたい。

(6) 景観について

対象事業実施区域は、景観法第8条及び七尾市景観条例第15条の規定に基づき、当市が定める七尾市景観計画において、山地・里山地域に類型区分し、景観の保全を進めている。

まず、事業者には住民の生活地域からの眺望について、本事業で設置する風力発電機が稼働中の風力発電施設の垂直視角を超えることがないように検討していただきたい。

つぎに、事業者にはフォトモンタージュ法による予想風景図及び垂直見込角を用い、当市建設部都市建築課と早期に協議していただきたい。